

## 令和3年第5回農業委員会総会 議事録

開催日時 令和3年5月27日(木) 午前9時00分～12時15分

開催場所 いちき串木野市役所 市来庁舎 3階会議室

出席農業委員(11人)

会長	12番	前田	浩二
会長代理	11番	久木山	純広
	1番	木場	由美子
	2番	外菌	健藏
	4番	川畑	千秋
	5番	福菌	勉
	6番	松田	健
	7番	樋ノ口	正信
	8番	蓑手	幹夫
	9番	古賀	久美子
	10番	西村	四男

出席農地利用最適化推進委員(3人)

串木野地区1	永井	美治
串木野地区2	原口	壽藏
市来地区	井手迫	正博

出席職員 平川局長、篠原主幹、大里主査、棚町主査、中村主任、

議事録署名委員 (8番 蓑手 幹夫 委員 ・ 9番 古賀 久美子 委員)

### ○ 議事日程

議事録署名委員の指名

日程第1 報告議案第11号 農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し  
(1件)について

日程第2 報告議案第12号 耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し(2件)について

日程第3 議案第27号 農地法第3条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第4 議案第28号 農地法第4条第1項の規定による許可申請(1件)について

日程第5 議案第29号 農地法第5条第1項の規定による許可申請(11件)について

日程第6 議案第30号 非農地証明願(3件)について

日程第7 議案第31号 農用地利用集積計画案(1件)について(継続1件)

日程第8 議案第32号 いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

日程第9 議案第33号 令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)  
並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

## 会議の概要

局長 皆様、おはようございます。ただ今から、令和3年第5回いちき串木野市農業委員総会を開催いたします。  
初めに、会長より挨拶をお願いいたします。

会長 (あいさつ)

局長 それでは、令和3年第5回いちき串木野市農業委員会総会を進めてまいります。いちき串木野市農業委員会会議規則第5条により、会議の議長は、会長が行うことになっております。よろしく申し上げます。

議長 それでは、会議規則に基づきまして、私の方で議長を務めさせていただきます。まず事務局より、本日の農業委員の出席状況の報告をお願いします。

局長 農業委員定数12名で、現在数12名に対し、出席委員11名、欠席委員1名で過半数に達しております。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項及びいちき串木野市農業委員会会議規則第7条の規定により、本日の総会が成立していることを報告いたします。なお、農地利用最適化推進委員の3名の方々とも、出席されていることを報告いたします。

議長 ありがとうございます。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

これより議事に入ります。まず議事に入ります前に、本日の議事録署名委員の指名を行います。いちき串木野市農業委員会規則第15条第2項に規定する議事録署名委員ですが、私の方で指名させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは議事録署名委員は、8番蓑手幹夫委員、9番古賀久美子委員をお願いします。それでは、お手元に配付してあります会次第に従いまして、進行してまいります。

ただ今から、議事に入ります。まず、日程第1報告議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し(1件)についてを議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

1 ページをお願いします。日程第 1 報告議案第 11 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可指令書の取り消しについて説明いたします。令和 3 年 5 月 10 日付けで農地法第 5 条許可指令書の取り消し願いが提出されました。指令農振第 5 号 362 で平成 26 年 7 月 25 日付け許可証が発行されておりました。場所は袴田〇〇と袴田〇〇の取り消しになります。最初の申請では行政書士は申請の代理人となっておらず、譲渡人と譲受人本人の申請になります。

資料 3 番の平成 30 年 9 月 14 日付けで、農地転用事業計画変更申請書を提出されております。当初計画者〇〇から事業承継者〇〇への変更届が出されております。この件では代理人行政書士が立っておられるようです。資料 1 の農業委員会の総会に提出され、議決されたあと指令農振第 5 号 531 として平成 30 年 10 月 15 日付けで許可された。それが 4 番です。

ところが 5 番を見ていただきますと事業承継者〇〇は、譲渡人〇〇より平成 30 年 11 月 8 日付けで事業計画変更の許可取消しの申請が上がっております。その後平成 30 年 12 月 26 日県からの許可の取り消しの許可が来ていることが事実です。

今回 6 番目の土地に関して平成 26 年 7 月 25 日付けの許可について取り消しはどうなっているかとの行政書士からの問い合わせがあり、県に確認したところ、平成 26 年 7 月 25 日付けの許可については取消にはなっていない。7 番の転用申請をあげるために今回令和 3 年 5 月 10 日付けで平成 26 年 7 月 25 日付けの許可の取り消しを出していただいて、それから新しく 7 番について農地法の 5 条申請として申請をしてくださいというのが、県からの指導でした。すみやかに行政書士に連絡をとり、許可申請の取り消し願、5 条の No. 7 で新たに建売住宅の申請を同時にあげてございます。許可申請の取り消しについての説明は終わらせていただきます。

議長

経緯が複雑な事案になります。当初の許可申請を出した後に事業計画変更が出て、譲受人の交代がありまして、その後許可指令も取り消しの申出があり取り消しをしたものですが、一番最初に許可申請をした分が書類としては生きているということで今回取り消し申請をあげてもらって、今日その取り消しをどうするかという審議をするものです。そういった事案のものであります。

書類上の単なる手続き上の問題だと思われれます。これがないと、あとの 5 条申請の許可に進めないという事案になります。

議長

皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

ちょっと私から質問してよろしいですか。説明された別表 6 番目の項目のところ、取り消し申請のところ平成 26 年 7 月 25 日とあ

るのは、遡ったということですか。

中村主任           いいえ、これはもともとの許可日を記入しておりましたので、取り消しの申請は令和3年5月10日付けになります。平成26年7月25日付け指令農振第5号362が取り消していなかったため、令和3年5月10日が取り消しの申請日です。

議長               平成26年7月25日付け指令農振第5号362が取り消していなかったため、令和3年5月10日に取り消しの申請があったということですね。

中村主任           はい。

議長               皆さんの方から何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長               特にないようでございますので、日程第1報告議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件につきましては、申請のとおり許可を取り消すことについてご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長               異議なしということでございますので、日程第1報告議案第11号農地法第5条第1項の規定による許可指令書の取り消し1件につきましては、申請のとおり取り消すことで決定いたしました。つづきまして日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

中村主任           日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについて、ご説明申し上げます。3ページをお願いします。今月は3筆で2つの申請でございます。照島〇〇は旧給食センターの横でございます。作って管理しています。非農地ではないです。非農地通知を出してありますが、違いますよ、取り消してくださいという案件です。現地につきましては令和3年5月20日に久木山委員と事務局で確認しております。

2番目・3番目につきましては、上名〇〇と上名〇〇の畑は大藪公民館前の北側であります。現地につきましては令和3年5月25日に川畑委員と松田委員に確認をしていただきました。事務局も確認して

おります。申請は〇〇さんからありました。以上の3筆で 1,881 m<sup>2</sup>であり所有者は2人です。耕作中ということでご理解ください。よろしくお願いいたします。

議長 事前に現地を調査された方から、補足があれば説明をお願いします。特にありませんか。

(「ないです」と呼ぶ者あり)

議長 それでは私から、この表の1照島〇〇については先般久木山委員に見ていただいたのですが、その前に今年の1月に本人から耕作中の申し出があり私と久木山委員と2人で現地確認をしたところ、竹が一部生えたままになっていて、これではちょっと非農地判断の取り消しはできないということで、また後日全部が済んでから再確認に来ますということで、保留になっていた事案でございました。今般久木山委員が確認されて、竹なども全て伐採され耕作可能な状態となっていることを確認した事案になっております。

何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、お諮りします。日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消しについては、報告のあったとおり非農地判断を取り消すということでご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第2報告議案第12号耕作放棄地に係る非農地判断の取り消し3筆については、非農地判断を取り消して今後は農地として取り扱うことで決定いたしました。次に、日程第3議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。まず事務局の説明をお願いいたします。

棚町主査 日程第3議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請についてです。今月の申請は1件です。4ページをお願いします。No.1についてご説明申し上げます。譲受人が譲渡人の所有する農地を贈与により、譲り受けたいという申請です。今回の申請地は農用地区域外農地です。譲受人は所有する農地を全て耕作しておられます。申請地の隣の畑も譲受人の所有する農地です。今回の申請地は、現在譲受人が耕作中とのことです。調査は【正】を木場委員、【副】を福菌委員

をお願いしてあります。よろしく申し上げます。

議長                    それでは、現地調査の報告をお願いします。

木場委員                1番木場です。農地法第3条第1項の規定による許可申請No.1についての報告をいたします。調査日は、5月24日(月)午前11時30分より、申請人代理人行政書士の立会いのもと、福菌委員と私とで調査を実施して参りました。申請地の位置図は、資料4・5ページをご覧ください。取得後の営農計画は玉ねぎ、野菜などを栽培し、自家消費です。労働力は常時1人です。農機具保有状況は、草払い機・管理機などです。自宅からは、車で25分程です。調査時は玉ねぎの収穫後、ハーブや梅を植えてきれいに手入れをしてあり、市外では少し距離はありますけれども事務局からの報告もありましたが隣の畑も譲受人の畑となっており、問題はないと見て参りました。皆様のご審議をよろしく申し上げます。

議長                    ありがとうございます。今回は1件ですので説明と報告は以上のおりです。それでは、ただ今から質疑に入りたいと思います。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    特にご質疑ないようでございます。私から質問していいですかね。譲受人は薩摩川内市在住ということで、圃場までの距離はどれくらいあるようですか。

木場委員                20kmくらいで車で20分くらいです。もともと実家がこの冠嶽であり、昔から奥にミカン園があり、だいぶ山みたいになっていたようで譲受人も自分の土地もどこまでか分からないくらい入り込んでいます。譲渡人も体調が悪くて車イスに乗っておられる。温泉センター周辺に土地を結構持っていて農業が出来ないということで、作ってもらえれば譲りますということで、調査の時は玉ねぎを植えていた写真を持ってこられた。温泉にたくさんお客さんが来られるのできれいにしてくださいということで、ハーブや梅、桜など植えてありました。その間に玉ねぎなど野菜を作ろうとのことでした。

議長                    ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、お諮りします。日程第3議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請、今回1件につきましては、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第3議案第27号農地法第3条第1項の規定による許可申請につきましては、申請のとおり許可することによって決定されました。ありがとうございます。続きまして、日程第4議案第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてを議案とします。今回は1件ですので、まず事務局の説明をお願いします。

中村主任

日程第4議案第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請についてでございます。今回は1件でございます。

申請地は接続周辺より窪地になっており、周囲はすべて他人の所有のため、水も容易に引けないため田としての利用は見込めないことから、植林し山林として活用したいための申請であります。なお植林についてはニオイヒバを植えて活用を図りたいとの申請であります。

第3種農地で、第1種中高層住居専用地域にある農地です。調査委員は、【正】を叢手委員、【副】を外菌委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

叢手委員

8番叢手です。農地法第4条第1項の規定による許可申請のNo.1について、調査報告いたします。5月21日(金)午後1時30分から代理人の行政書士立会いのもと、外菌委員と私が調査を実施いたしました。位置図は資料の6~7ページを参照してください。申請地は、第3種農地、第1種中高層住居専用地域内にある農地で、転用の目的は現在、周辺の土地がかさ上げされ、窪地の状態になっており水も引けない状況で、田として利用が見込めない利用困難な土地になっていると判断いたしております。許可後、自己資金で周囲と同じレベル程度、0.8mから1.4mほどかさ上げ施工をして、ニオイヒバを植林して活用したいとのことです。周囲は、南側は道路、北側・東側は雑種地で資材置き場、西側は田となっています。雨水処理は自然流下で、用水、汚水、生活雑排水は生じません。私どもの調査では、利用目的に何ら問題はないと判断いたしました。皆様のご審議方をお願いします。

議長 事務局の説明、現地調査の報告がありました。ただいまから質疑に入りたいと思います。皆様の方から何かご質疑ございませんか。

井手迫推進委員 私たちも言っていいですかね、その他で言えばいいですかね。将来に向けて、気になるところがあるものですから。

議長 また、その他のところでお願いいたします。

議長 私から質問していいですかね、申請地北側と東側に平成29年9月に5条許可済とありますが、ここらあたりは何に転用されているのですかね。

議長 はい、どうぞ事務局。

中村主任 ○○、○○につきましては資材置場、資材置場の先に譲受人である○○様が自分の土地を含め転用をかけて資材置場と通路を作り、窪地化が進んだとご理解ください。

議長 ほかにご質疑ございませんか。

議長 私の方から、ヒバといえば墓花用として切ったり、飾ったりしますがああいう使い方をしていくのか、それとも植えっぱなしで木を大きくしていくのか、どういった管理を今後していられるのでしょうか。事務局お願いします。

中村主任 代理人行政書士によりますと、ニオイヒバは高いものは10mくらいになるものもある。今回申請人は管理をしながら、手入れをしていく。そこまで大きくならないように注意をしながら、ヒバを植えて手入れしていきたい。議長が言われたように、墓にあげるものとしても管理していきたいとの旨の報告を受けております。

議長 ほかにご質疑ありませんでしょうか。

叢手委員 現時的に条件を出さないといけない部分と思ったのは、西側隣の田のところは現在埋め立てられてニオイヒバに似たものが植えているが、管理をされていない、樹木になっているというような状況であります。ニオイヒバとしては自分の背の高さくらいで、どんどん枝を切っていくって処理して出していく。そういった風にしていただかないといけないのかな。木としては管理されているが、そこに則した木なのか。ああいう状態にされるとちょっと困るのかなと感じてお

ります。

議長 事務局をお願いします。

中村主任 養手委員が言われたように、〇〇と並びに地番を振ってごさいませんが申請地の道路を挟んだ南側、ここは田であったのに道路より高さをあげてニオイヒバが植えてあってどれも転用は出ていない。畑のままごさいます。

転用なのかということについて申請代理人と話をしたが、ニオイヒバ等を植えると畑ではない、あくまでも植林する形になると山林として管理をしていくのが当たり前ではないかということで申請しましたとの説明を受けています。

議長 山林転用した時に、法務局がニオイヒバなどで山林という判断をするのでしょうかね。

中村主任 今回申請代理人は以前法務局に勤めていた方であり、それは大丈夫じゃなかろうかという旨の回答をいただいております。

議長 一般的に緑化事業で出水の高尾野などは造園業が盛んで畑に花木を一時養生のために植えて、それを造園の時に掘り出してそれを移植したりすることを一般的にしている。緑化事業で仮植した土地の地目はあくまでも農地の状態、農地のままでオッケイなのですよね。

中村主任 ニオイヒバは仮植ではない。せん定はしていきますけれど、ここに根付かせる風で行くときちんと手続きをふんだ方が良いんじゃないでしょうかねと代理人から言われたので、議案としてあげてごさいます。

議長 はい、分かりました。若干周囲の状況とは取り扱いが異なるようになるのですが、今回申請代理人は以前法務局に勤めていた方であり、そこらあたりも判断の材料の一つにはなるのかなと思っております。お諮りします。日程第4議案第28号農地法第4条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり、許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでごさいますので、日程第4議案第28号農地

法第4条第1項の規定による許可申請No.1については、申請のとおり許可することで決定いたしました。ありがとうございます。次に進みます。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを議題とします。今回の申請は11件です。加えてNo.7が込み入った遺言が絡む相続と転用を絡めたようなたいへん複雑なものですから11件のうちNo.7については審議の都合上、一番最後に回します。No.1からNo.6、No.8からNo.11を先に審議をして決をとってから、最後No.7について審議をしたいと思います。そういった審議の方でよろしいでしょうか。ではNo.1について、事務局の説明をお願いいたします。

中村主任

それでは、8ページ・9ページをお開きください。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.1についてご説明申し上げます。理由書によると譲受人は、熊本県〇〇に本店を置き、〇〇業を営む〇〇の代表取締役を務めており、現在は薩摩川内市〇〇に支店を置き、主なる現場として営んでいるとのこと。甕島とのアクセスで、串木野新港を発着するフェリーを頻繁に利用しており、現在串木野新港フェリーターミナルの駐車場に会社の2トントラックを2台駐車していますが以前よりいちき串木野市内に適当な土地を購入したく不動産業者を通じて探しておりましたとのこと。今回土地の購入の目途がつき、農地法第5条の転用申請をする運びとなったとの説明があり、譲受人は、甕島での養殖事業は今後も継続するので、申請地に住宅と当該車両2トントラック2台の駐車スペースと、一般住宅建築と同時に、一般住宅用の倉庫等も建築したいとのことでございます。

なお、転用申請の面積が500㎡を超え922㎡であるため、理由書を提出しましたとのこと。第3種農地で第1種低層住居専用地域内にある農地です。申請地は、第1種低層住居専用地域内ですので、新しい建物を作る際には、倉庫であっても必ず建築確認が必要であると都市建設課建築係に回答をいただいております。その旨も報告してあります。調査委員は、【正】を川畑委員【副】を松田委員にお願いしてあります。ご審議方よろしく申し上げます。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

川畑委員

4番川畑です。農地法第5条第1項の規定による許可申請No.1の現地調査報告をいたします。5月25日(火)の午前10時から行政書士立会いのもと、松田委員と私で調査しました。事務局からの報告にもございましたが、申請人は水産会社を営まれておられ現在は薩摩川内市〇〇の支店で仕事をされています。串木野港発着のフェリーを利



する予定です。周囲の状況は、東が畑・宅地、西が雑種地、北が山林、南が道路になります。被害防除計画書・被害防除誓約書・事業計画書・再生可能エネルギー発電事業計画の認定書などが添付されています。私たちが見たところ何ら問題はありません、皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長 次に、No.3について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.3についても、太陽光発電施設でございます。譲受人の〇〇、北海道の方でございます。転用事由は譲受人は申請地を譲り受け、再生エネルギーによる売電事業をビジネスとして取り組むために、太陽光発電施設に農地を転用したいための申請であります。2,008m×1,002mタイプを204枚設置予定であります。第2種農地であります。代替地検討として、No.2でも申しましたようにいちき串木野市深田下〇〇、田1,427㎡で検討しましたが、周囲の同意が得られず今回の申請になっております。調査委員は【正】を福菌委員、【副】を木場委員をお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長 それでは、調査委員の報告をお願いします。

福菌委員 5番福菌です。農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.3について、調査報告いたします。5月24日申請人の代理人である行政書士立会いのもと、木場委員と私が調査を実施いたしました。申請地は生福地区で第2種農地になります。申請の位置図は資料の12～13ページになります。転用の目的は、申請地に再生可能エネルギーによる売電事業をビジネスとして行うために太陽光発電施設を設置するためです。資金は全て自己資金で賄います。申請地は現状のまま使用し、隣接地との境界に防護柵と緩衝地を設けます。また、太陽光パネルの高さが180cmなので、周辺農地の日照、通風等に支障を及ぼす恐れはありません。雨水排水は自然流下とします。許可後速やかに着工する予定です。周囲の状況は、東が雑種地、西が畑、北が道路、南が畑になります。被害防除計画書・被害防除誓約書・事業計画書・再生可能エネルギー発電事業計画の認定書などが添付されています。私たちが見たところ何ら問題はありません、皆様のご審議をお願いします。以上です。

議長 ありがとうございます。先に進みます、No.4について事務局の説明をお願いします。

中村主任 No.4について、ご説明いたします。14・15ページをお開きくださ



西村委員

10番西村です。議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.5について、5月25日(火)午前9時30分より、申請人代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員とで調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の16・17ページを参照してください。申請地は、農地区分第2種農地であり、申請人は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を買い受けて自宅を建築したいとのこと。申請地の東・南側は宅地、西・北側は道路です。被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されております。南側の境界はコンクリートブロック積として土砂の流出を防止するそうです。雨水排水は溜枡、及び北側道路側溝に水路放流、汚水・生活雑排水は合併浄化槽となっております。資金は融資見込証明書が添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願ひいたします。

議長

ありがとうございます。次に進みます、No.6について事務局の説明をお願いします。

中村主任

No.6の説明に入ります前に、No.5の17ページの地図をご覧ください。ここで〇〇を書いておりますが、〇〇は現在無くなりまして、新しく〇〇という会社になっておりますので間違いのないようにご理解ください。同じくNo.6にも書いてございます〇〇の後に、〇〇という会社が入ったとご理解していただければと思います。

それではNo.6について、ご説明いたします。18・19ページをお開きください。譲受人は申請地のすぐそばで〇〇を営んでおり、申請地を購入し、従業員及びお客様駐車場として利用したいとの申請がありました。既に駐車場として活用し始めており、始末書の提出をしてあります。第2種農地です。代替地の検討が必要ですので、今回の申請地付近を検討しましたが、申請地以外にはなかなか適当な土地がなく、譲渡人との協議をし合意することができました。申請地を従業員及びお客様駐車場として申請したところだと説明がなされております。調査委員は【正】を西村委員、【副】を樋ノ口委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願ひいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

西村委員

10番西村です。議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.6について、5月25日(火)午前9時より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、樋ノ口委員とで調査をいたしましたので、報告をいたします。資料の18・19ページを参照してください。申請地は第2種農地であり、申請人は申請地を購入し従業員及び来客用駐車場として利用したいため、代替地も検討したが国道3号線に面してお

り従業員・来客者の安全のために工場側に駐車場を設けることになりました。申請地の東側は工場、西側は畑、南側は排水路、北側は道路です。被害防除計画書、被害防除誓約書が添付されております。駐車場には砂利を敷き詰めて、土砂の流出を防止するそうです。雨水排水は南側水路に自然放流となっており、資金は残高証明書が添付されております。また始末書も添付されております。何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

議長

ありがとうございます。次に、No. 7 を飛ばして、No. 8 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

No. 8 について、ご説明いたします。22・23 ページをお開きください。譲受人はいちき串木野市に居住し、借家住まいで手狭になったため、申請地に自宅を建築したいための申請であります。第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。なお、申請地と隣接する土地「街区番号〇〇保留地番号〇〇、面積41.89㎡」はすでに平成20年6月12日に今回農地法第5条第1項の規定による許可申請の譲渡人〇〇と串木野都市計画事業麓土地区画整理事業施行者いちき串木野市代表者いちき串木野市長田畑誠一と「保留地売買契約書」を締結しております。今回の第5条転用申請では、条件保留地のため「保留地売買契約書」を締結している土地も含め、一体利用する農地法第5条第1項の規定による許可申請として、申請をしております。

第3種農地で、第1種中高層住居専用地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。ご審議方よろしくお願いいたします。なお本日は西委員が欠席ですので、【副】の久木山委員に説明をお願いいたします。

議長

それでは、現地調査の報告をお願いします。

久木山委員

11番久木山です。議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.8について、5月22日（土）午後2時20分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、西委員と私とで調査をいたしました。申請場所は22・23ページを参照してください。今回の申請は現在、借家住まいで手狭になったため、申請地を譲り受けて自宅を建築したいための申請であります。また〇〇の保留地については麓土地区画都市計画整理事業で市長田畑誠一と譲渡人〇〇様と売買契約を取り交わし購入しており、今回譲受人が一体利用地として購入し、自宅を建築する申請であります。申請地は、第3種農地第1種中高層住居専用地域内にある農地です。転用による被害防除は東側は宅地、西側は宅地、北側は宅地、南側は道路で周囲に農地は無く被害を及ぼさない

と思います。用水計画は汚水・生活排水は合併浄化槽、用水は公共上水道、雨水排水は南側側溝へ放流、資金については全額融資でございます。調査したところ何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。

議長                    ありがとうございます。次に、No.9 について事務局の説明をお願いします。

中村主任                No.9 について、ご説明いたします。24・25 ページをお開きください。譲受人は、鹿児島市で杭工事及び不動産の賃貸業を行う会社法人ですが、今般申請地を譲り受けて共同住宅、及び駐車場を建築したく申請するものです。第3種農地で、第1種住居地域内にある農地であります。調査委員は【正】を西委員、【副】を久木山委員にお願いしてあります。なお本日は西委員が欠席ですので、【副】の久木山委員に説明をお願いいたします。

議長                    それでは、調査委員の報告をお願いします。

久木山委員              11番久木山です。議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.9について、5月22日（土）午後2時50分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、西委員と調査をいたしました。申請場所は24・25ページを参照してください。今回の申請は賃貸業を行う会社法人が申請地を譲り受けて共同住宅8部屋・駐車場11台・軽1台、普通10台の申請であります。申請地は第3種農地、第1種住居地域内にある農地です。転用による被害防除は東側は宅地、西側は道路、北側は雑種地、南側は道路で周囲に農地はなく被害を及ぼさないと考えます。用水計画は公共上水道、用水排水は水路放流、汚水生活雑排水は下水道、また周囲をブロック3段で土留工事する計画でございます。資金については全額自己資金であります。調査したところ、何も問題はないと思います。皆様のご審議をよろしくお願いいたします。以上でございます。

議長                    ありがとうございます。先に進みます、No.10 について事務局の説明をお願いします。

中村主任                No.10 について、ご説明いたします。26・27 ページをお開きください。この案件につきましては先ほど申請取り消しをお願いした本日の報告議案ですが、そこに新しく第5条で建売住宅を申請しますという議案であります。譲受人は、霧島市で不動産及び建築工事業を営む会社法人ですが、今般申請地を譲り受けて建売住宅を建築したく、申請



議方よろしくお願いたします。

議長                    それでは、調査委員の報告をお願いします。

古賀委員                9番古賀です。議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.11について、5月23日（日）午前9時55分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、前田委員と私で調査をしましたので、報告をいたします。資料の28・29ページを参照してください。申請地は第3種農地第1種中高層住居専用地域で、申請人は借家住まいであり手狭になったため、申請地を買い受けて自宅を建築したい。そして代替地も検討しましたが、申請地は国道及び店舗・学校などにも近接しており、住宅施設として最適であると判断しましたとのことです。申請地の東側と南側は市道、北側は畑・宅地、西側は宅地です。なお、境界はブロック積にします。被害防除計画書の造成計画は現状のままで利用し、被害防除策として土留工事をする。周辺農地の日照・通風などに支障を及ぼさない対策として、建物の高さを加減する。用・排水計画の用水は公共上水道、雨水排水は市道側溝に放流、汚水・生活雑排水は公共下水道となっております。資金調達計画については、銀行融資で許可後着工しますとのことです。被害防除計画書、被害防除誓約書、融資証明書などが添付されており、何ら問題はないと思います。ご審議の程、よろしくお願いたします。

議長                    はい、ありがとうございます。今回、申請10件について事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。それでは、ただ今から質疑に入ります。1件、1件、質疑を受けていきたいと思しますので、まず、8ページNo.1について審議したいと思します。何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

議長                    特にないようですので、私のほうから汚水・生活雑排水の処理について触れられなかった気がするのですが、合併浄化槽なのか公共下水道なのか教えてください。

川畑委員                いいですか。今回は造成工事のため、汚水排水の計画は述べられておりませんが、住宅ができた段階では合併浄化槽で処理するとのことです。

議長                    はい、ありがとうございます。ほかに何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 次のNo.2について、何か皆さんの方からご質疑ございませんか。

木場委員 福菌委員と調査したのですが、申請地のとなりに山林とありますがここは奥のほうに太陽光発電設備ができておりまして、手前の方は資材置き場みたいな感じになっております。

中村主任 山林であれば、ここにかかる案件とは関係なく太陽光を設置できません。地目については再度確認をいたします。

議長 隣の土地の一部にはすでに太陽光発電施設が設置され、稼働しております。ほかに何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 よろしいですか。次のNo.3について、同じく太陽光発電施設ですが、何かご質疑ございませんか。

樋ノ口委員 申請地のずっと隣には畑があるようになっているのですが、どちら側に畑があるのか、畑を耕作されているのであれば太陽光がどのように設置されるのか、影響はないのだろうかと思って。

福菌委員 道路に対して、直角に下の方に作っています。

樋ノ口委員 道路に面して作っていつている、ということですかね。

福菌委員 はい。

議長 どちらかという畑が南西側に広がっている。日当たりから言えばあまり支障はないのかなと思います。

議長 ほかにご質疑ございませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 ないようですので、次にNo.4について何か皆さんからご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようですので、次のNo.5についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、先に進みます。18ページNo.6について、ご質疑ございませんか。

私の方から質問していいですかね。現地は3号線からちょっと下った畑なのですよね。〇〇川に接していますので、梅雨末期に大雨が降ったりした時にあの辺りが浸かる恐れはないのかと思って。

西村委員

聞いたんですが、去年堤防が壊れた時には、そこまでは浸からなかった。車が浮くようなことはなかった。

議長

現状のままで砂利を敷くだけで、かさ上げするような話もなかったもので、気になりました。

中村主任

土手と農地との間に、水が流れるようになっている。天井川ですので川の流れが止まってしまうと、バックウォーターで水が上がってしまう。上がらないという約束はできない。それはわかっていらっしゃる。そんな時は仕事はないと思ってくださいとのことでした。

議長

そんな時は、車をどかすということなのですね。

議長

ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、次のNo.8についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、次のNo.9についてご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、26ページNo.10について、ご質疑ございませんか。

私のほうからいいですかね。平成26年7月に公衆用道路として登記がされたことですが、5条の申請があって許可はしているのでしょうか。

中村主任

農地を公衆用道路にする場合、所有権が違う場合においては第1回目の申請をする時は、5条転用をすると基本的になっています。2回目からは転用事実証明をお願いするとなっています。100分の1だろうが、100分の98だろうが1回目は一緒なんです。残りの部分の所有権移転の時は、転用事実証明で対処していく。なぜならば、転用申請が出されたら農地台帳から1回消えてしまうということになります。それを復活させるには取消して、再度申請をしないとイケないということになります。判例の例文もございます。そのように読み替えて行政書士が対応されているとのことで、2回目は転用事実証明をお願いしますとのことでした。

議長

了解しました。ほかにご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようですので、次のNo.11について何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にご指摘ないようでございます。No.7を除くNo.1からNo.11の10件について、一括してお諮りします。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請No.7を除く10件については、申請のとおり許可することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということですので、日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請10件分については、申請のとおり許可することによって決定しました。ありがとうございます。残されたNo.7について、事務局の説明をお願いします。

中村主任

No.7について、ご説明いたします。20・21ページをお開きください。別添資料も横に置いておいていただいて、どちらかというところが中身がわかると思います。資料1になります。日程第5議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請については鹿児島地方法務局川内支局に送付した〇〇からの登記相談表の写し、平成30年鹿児島家庭裁判所の107号審判の写しも綴っているものが、川内の法務局とのやり取りの証です。その次が家庭裁判所の審判を受けて、司法書士である〇〇を遺言執行者として選任申し立ての鹿児島家庭裁

判所における主文でございます。

この案件については譲受人が法定相続人だけであれば、このような苦勞をすることはないが、法定相続人プラス相続権のない方に5条転用をするというお願いで遺言になっている。遺言書の写しも後ろにつけてあります。〇〇様ならびに奥様の〇〇様の相関関係説明図も付けてあります。ご主人様が亡くなったあと配分など相続手続き中に奥様が亡くなっておられますので、最初の時の配偶者と法定相続人でその時財産をもらえる〇〇さんの権利を3分の1ずつもらえるという風に読んでいただければと思います。

遺言書をこの後につけてございますので、第4条を見てください。4条遺言者は下記のとおり遺言する。(妻)〇〇、(長女)〇〇、(実妹)〇〇、(従兄弟)〇〇に下記物件を遺贈する。

イ. 土地(畑)いちき串木野市上名〇〇 1,041 m<sup>2</sup>

ロ. 土地(畑)いちき串木野市上名〇〇 811 m<sup>2</sup>

ハ. 土地(畑)いちき串木野市上名〇〇 1,447 m<sup>2</sup>

この3筆2,299.00 m<sup>2</sup>が今回遺贈の対象になります。これが麓土地区画整理事業区域内の土地で行政からの作業も終わりました、土地はもうきれいになっております。それが今回の面積1,516 m<sup>2</sup>になっております。遺言書の説明はご理解していただきましたでしょうか。

遺言書は平成19年8月10日に遺言がなされ、直筆で書かなければならない。開けるまでは封を開けてはならないとなっており、次男の〇〇さんが保管しておられ、家庭裁判所に協議をして遺言執行者を選定する段取りをして許可が下りて、それから今回宅地造成の5条の相続人としてではない、妹の〇〇さん、従弟の〇〇さんへ遺贈したい。そのためには農地法5条の総会の議決を得なければ、先に進めないということでご理解いただければと思います。

遺言執行者〇〇さんの上申書を読み上げてまいります。1. 栗山芳也の自筆証書遺言について、登記名義人亡栗山芳也は平成22年1月25日死亡しております。被相続人は生前別紙⑥の自筆遺言を作成しており、現在その原本を次男栗山次郎が保管しております。遺言書の内容は申請地を下記の割合で遺贈するというものです。

- 1) 持分6分の3 〇〇 (被相続人の従兄弟)
- 2) 持分6分の1 〇〇 (被相続人の配偶者)
- 3) 持分6分の1 〇〇 (被相続人の長女)
- 4) 持分6分の1 〇〇 (被相続人の実妹)

上記受遺者のうち、〇〇と〇〇は被相続人の法定相続人に該当しないため、遺言書に基づく登記手続きをするには上記2名につき農地法所定の許可を得る必要があります。他方亡〇〇及び〇〇については法定相続人に該当するため、農地法所定の許可は要せず、被相続人の死亡日を持って各持分を取得しています。

2. 受遺者〇〇の相続開始について、前述のとおり、遺言書に基づく所有権移転登記未了の間に、受遺者〇〇が平成24年11月12日死亡しました。同人が遺言書に基づき取得した各申請地の共有持分6分の1は別紙②の相続関係説明図記載の共同相続人3人が3分の1の割合で取得することで合意しております。諸手続き完了後の申請地の各共有持分は以下のとおりとなります。

- (1) 持分18分の9 〇〇
- (2) 持分18分の3 〇〇
- (3) 持分18分の4 〇〇
- (4) 持分18分の1 〇〇
- (5) 持分18分の1 〇〇

また登記手続きについては鹿児島地方法務局川内支局と打合わせの上、別紙③の登記事項証明書のとおり、3件に分けて申請することとしております。法に基づいてやりますよとのことでした。

### 3. 宅地建物取引士の資格保有者について

申請地は宅地分譲予定地であることから、宅地の分譲をするためには宅地建物取引士の資格を要します。この資格を持っている方がいないとかんたんに宅地造成はできないですよということです。ここに書いてある〇〇さんが同資格を保有し、不動産業者として長年の実務経験もあるため、何ら問題はありませんとのコメントをつけていただいています。

4. 遺言執行者の選任について、遺言執行者の〇〇さんのことですが、先ほど説明したとおり家庭裁判所にて選任されておりますので間違いありませんよ、民法上からも大丈夫ですよという文面です。

5. 総括の中に遺言は遺言者の最後の意思表示であり、遺言者が申請地を各受遺者に託した気持ちを思えば、遺言書の内容のとおり実現させたいと考えております。前述のとおり申請地はいちき串木野市による適法に造成されており、都市計画事業完了後は農地としての利用は予定されておられません。

申請地は、農地法第1条に規定された農地の利用調整の検討を要しない土地で有るといえます。上記農地法第1条が農地法全体の趣旨を示したものであり、今回の許可申請はこれに抵触するものではありません。よって、申請地全部について許可をいただけますようお願い申し上げますというのが、遺言執行者からのお願いでございます。

次の図は麓土地区画整理事業の街区番号〇〇についての換地割込図になります。受遺者の方々の意見を聞きますと、370から380㎡の間で4つに分けて分譲したいという旨の意見を聞いています。

わかりにくかったので、令和3年5月21日に再度意見書として出させていただきました。1〇〇、〇〇以外の受遺者が申請人にならない理由、これ以外の人は法定相続人なのでこの人たちが申請人にはなら

ないのですよ。この2人を申請人にしなければ受贈にはならないのですよ。ここではじめて5人になって遺言書のとおりで配分を決めた形での訳になったという旨の農地法の関係を書いてある。

2. 将来の売却の際の再度の許可申請の要否について、売るときはどうするのかと、1回転用申請をした後は同じです。転用事実証明の交付を受けて所有権移転をすることができる。なぜならば、この土地は土地区画整理区域にあり、事業が完了するまでは地目変更登記ができないため、あくまでも転用事実証明書で進めていかなければならない。都市建設課によると令和5年3月までにはなんとかと聞いています。それまでは待てないという意見があったようです。

ほか参考資料として、登記研究783、登記研究862と大阪高等裁判所第12民事部での判例事例も載せてあります。皆様に判断していただくべく抜粋ではございますが、これだけの資料をあえて皆様にお配りしました。

この件について今鹿児島県の農村振興課に相談しております。今日までに返事をいただけるようお願いしたのですが、遅れております。調査委員は【正】を松田委員、【副】を川畑委員をお願いしております。ご審議方よろしくお願いたします。

議長

質疑は後で受けることとして、現地調査の報告をお願いします。

松田委員

6番松田です。議案第29号農地法第5条第1項の規定による許可申請のNo.7について、5月25日(火)午前9時30分より、申請人の代理人の行政書士立会いのもと、川畑委員と調査を行いました。場所などは資料の20・21ページを参照してください。譲受人は譲渡人の遺言により申請地の贈与を受け、宅地造成を行いたいとのことです。申請地は、麓地区土地区画整理事業地内にある第3種農地、第1種中高層住居専用地域で、すでに宅地造成されており、現在耕作はされておられません。周囲に農地はなく、申請地の西側・南側は道路、東側・北側は雑種地です。雨水などは西側側溝に水路放流する計画です。すでに市で造成されており、費用はかかりません。申請地周辺に農地はなく、被害を及ぼす恐れはありません。被害防除計画書、被害防除誓約書、事業計画書なども添付されております。この申請は譲渡人の遺言に基づき行われている申請で遺言書、上申書、宅地建物取引士証などの書類が添付されております。先ほど事務局からの説明がありましたが私どもの調査では、何ら問題はないと思います。皆様のご審議の程、よろしくお願いたします。

議長

中身が複雑になってきておりますが、遺言による相続と宅地造成という転用事案を一緒にひっくるめて許可を得ようというもので、今回

の許可により、法定相続人でない方々への遺贈も効果を発揮する事案になります。

事前検討の段階で申請人に法定相続人の名前が出てこないのは、おかしいのじゃないかということで事務局に話しをしたのですが、令和3年5月21日付けの意見書で資料3というのが添付されておりまして、法定相続人については申請人にはなるべきではないという、そういった説明書も付けられております。今回譲受人としては法定相続人ではない〇〇さん、〇〇さんの2人しか名前が出てこないという、他の3名は法定相続人で相続が出来ているので名前を上げないんだというところ。

それと宅地造成ですので、分譲することにあたっては亡くなった〇〇さんの次男〇〇さんが、宅地建物取引業の資格をお持ちとのことですので転用を実行をする法的な資格を持った人が相続人の中にいる。実質5人の共同で転用の形になるのであるが、表上は2人しか名前が出てきてはいないのだけれども、法定相続人の3名を含めた5人で宅地造成する転用の事案です。

過去の判例などもついておりまして、今県庁の農村振興課にこういった書類でやりたいと具体的に相談してありまして、おおむね中身は理解してもらっているようなのですが、まだ最終的な返事はいただいていないとのこと。何かご質疑ございますか。

現地のほうは造成は済ましてあってお金はかからないということですので、相続に関する費用がかかるのかなといったそれぐらいのものです。

久木山委員 相続人ですから何も問題ないと思います。2名の方は遺言書もあり家庭裁判所でも認められておりますので、今回この形で承認していただいて、そのあとまた県から来るんでしょう。

中村主任 県から回答が出るまでは、出せない。

久木山委員 回答がでてきてから、再度、又検討するのはいかがでしょうか。

中村主任 検討のあり方をどうすれば良いか、検討してほしい。

議長 代理人遺言執行者の〇〇からの申請書類などは揃っていて今日総会にかけているんですけど、県庁の判断待ちというところもありまして、今日のこの中身で特に問題がないという県庁の判断であれば許可指令書を出すことになるのですが、県庁の判断を待ってから改めて協議するのか、あるいは今日問題がなければ承認をしておいて、県庁からの回答があった日をもって許可指令書の発出日という風にするのか

ですね、どちらのほうがいいのかなということでお諮りしたいと思うのですがどうでしょうか。

県庁からの判断、回答はいつごろ来るでしょうか。

中村主任

早ければ昨日のうちということだったのですが、県でもこういった案件は皆無に近いとのことで確認をしながらしていきたい。総会までには間に合わないかもしれないけれども、追加資料等、提出しなければならぬ状況になってきますと、あり方をどうすればよいかと今日のうちにある程度打診をしていただきたいとお願いしたいところです。

議長

この案件は急ぐんですか、申請者は急がれるんですかね。

中村主任

遺言執行者に県から許可が出るまでは待っていただけますかと伝えたと、待つしかないでしょうねと、あまりない案件ということで向こうもご理解いただいております。きちんとチェックをして適格にしていきたいとの旨のことでした。

議長

先を急ぐようなものではないようですので、中身は審議したけれど今月の総会では保留にしましょう。県の判断を待って、来月もう一回また審議するというところでよろしいでしょうか。

(「異義なし」と呼ぶ者あり)

議長

来月県からの判断をもってそれでどうするかと、もし追加で資料の提出があれば、総会時にその説明をしてもらおう。No.7については今回保留ということで処理させていただきたいと思います。

続きまして、日程第6議案第30号非農地証明願に移りたいと思います。今回は3件ありまして、いずれも我々が違反転用と確認し違反転用指導対象となっている案件で、改めて現地調査は実施していません。通常3件まとめて審議するところなんですけど、1件は委員が関係している案件ですので、ひとつ、ひとつ、審議・採決をしていきたいと思っていますので、よろしくお願いたします。

中村主任

日程第6議案第30号非農地証明願についてであります。今回は3件の申請であります。No.1についてご説明いたします。30・31ページをお開きください。農地パトロールで分かった案件です。申請地は平成15年8月31日亡父〇〇より相続したものの平成10年以前に既に7筆とも農地として活用しておらず、〇〇用駐車場・貸店舗・関連施設用駐車場として活用して現在に至っている。また相続された母〇〇も

平成 29 年 10 月 22 日に亡くなっており、3 人で共有名義になっている。この土地自体も他の農地と同様に平成 10 年以前に農地として活用しておらず、現在に至っておりますというのが実情です。今後、農地としての活用は難しいと考えております。第 3 種農地で準工業地域内にある農地であります。ご審議方よろしくお願いいたします。

議長

30 ページの地図の真ん中が四角の部分は、〇〇の店舗・駐車場です。申請人が転用をして建物を建て、〇〇に貸している。右側の不定形のところは、〇〇の駐車場になっている部分でございます。いずれも 20 年以上経過していて、非農地証明願で処理する手続きでございます。No. 1 について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

特にないようでございますので、お諮りします。日程第 6 議案第 30 号非農地証明願 No. 1 につきましては、申請のとおり証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

異議なしということでございますので、日程第 6 議案第 30 号非農地証明願 No. 1 につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することで決定いたしました。

次に、No. 2 についてですが、「農業委員会等に関する法律第 31 条」及び「いちき串木野市農業委員会会議規則第 11 条」の規定により、「委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない」となっておりますので、関連する〇〇委員は、ご退席をお願いします。

**(退席後)** それでは、No. 2 について事務局の説明をお願いします。

中村主任

No. 2 についてご説明いたします。32・33 ページをお開きください。亡父〇〇が昭和 60 年代に自宅を新築する際、〇〇を分筆し、〇〇は宅地に転用し、〇〇は農地のまま宅地と同じ高さで埋め、通路・駐車場・農業用倉庫として活用し現在に至っており、平成 31 年 1 月 16 日相続したものの令和 2 年 11 月 14 日所有権移転するまで地目変更がなされていなかったことに気づき、今回の申請に至ったものであります。農地としては 20 年以上使っていない状況であります。申請地は、農業委員会が確認しておりますので、委員による現地調査は行っておりません。今後、農地としての活用は難しいと考えております。

議長 No. 2について、何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 特にないようでございますので、お諮りします。日程第6議案第30号非農地証明願 No. 2につきましては、申請のとおり非農地証明書を発出することでご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということでございますので、日程第6議案第30号非農地証明願 No. 2につきましては、申請のとおり非農地証明を発出することと決定いたしました。〇〇委員は、席へお戻りください。

次に、No. 3について説明をお願いします。

中村主任 No. 3についてご説明いたします。34・35ページをお開きください。申請地の場所は木原墓地に行く途中、〇〇の西側になります。田んぼ・畑があったのですが、埋めて既に農業が出来ないところです。亡父〇〇は平成9年10月21日に亡くなる以前に、①照島〇〇は、20年以上前から〇〇の会社に資材置場等として貸して現在に至っている。2番照島〇〇と3番照島〇〇は、20年以上前から〇〇に貸して現在に至っている。農地としては20年以上前から使っていない状況であります。申請地は農業委員会が確認しておりますので、委員による現地調査は行っておりません。今後、農地としての活用は難しいと考えております。亡くなった父がしたことで、申し訳ないという話をされております。

1番は第2種、2番・3番は第3種農地で第1種中高層住居専用地域内にある農地になります。

議長 これも私が調査した案件で①は周辺が遊休化した農地の中にある土地で、資材置場として利用されている土地。

②、③は〇〇のとなり〇〇の敷地になっていて、店舗の建物と駐車場として利用されている事案でございます。いずれも20年以上経っているということで、今回非農地証明願いで処理をするものであります。

議長 何かご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長                    それでは、お諮りします。日程第6議案第30号非農地証明願No.3につきましても、申請のとおり証明書を発出することをご異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしということですので、日程第6議案第30号非農地証明願No.3につきましても、申請のとおり非農地証明を発出することと決定いたしました。次に進みます、日程第7議案第31号農用地利用集積計画書案についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

棚町主査              36ページをお願いします。日程第7議案第31号農用地利用集積計画書案は、1件1筆367㎡で継続1件の申請です。借人は所有している農地を全て耕作しておられます。親戚同士のため、貸借契約を簡単に済ませたいための、利用権設定でございます。よろしくお願います。

議長                    はい、ありがとうございます。今回1件です。中間管理事業ではなく、一般の利用権設定の使用貸借で、10年の期間で貸し借りを進めたいということの計画書案でございます。借り人は耕作しているとのことでございます。何かご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長                    特にないようでございますので、お諮りします。日程第7議案第31号農用地利用集積計画書案1件については、報告があった内容で決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長                    異議なしということですので、日程第7議案第31号農用地利用集積計画書案1件につきましても、報告があったとおりの内容で決定いたしました。続きまして、日程第8議案第32号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

大里主査              資料の37・38ページ、また別添資料の農業振興地域整備計画の変更申請資料をご覧ください。この案件につきましては、昨年4月農振

除外の見込みについて、打診のあった案件であります。現地確認については、4月21日に久木山委員、蓑手委員と事務局で行っているところです。内容としては、いちき串木野市が所有する〇〇という名称の農用地区域内の農地で、荒川〇〇、面積456,206㎡(45ha)のうち6㎡分を分筆した〇〇に〇〇するという案件です。

これに伴い、いちき串木野市長から「いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見」を農業委員会に求められております。

除外要件(個別見直し)の5要件につきましては、除外しても影響が最小限であり、加えて〇〇として他に代わる土地がなかったこと。

また申請地周辺は利用集積の見込みがないため、集団化及び作業の効率化に支障を及ぼす恐れはないこと。

また農業用施設への影響もなく、土地改良事業等の完了後8年経過していることなどから、農用地区域からの除外はやむを得ないと考えております。そして38ページの案のとおり、回答しようとするものです。ご審議方よろしく申し上げます。

議長 今、事務局からの説明がありました。また現地調査も事務局とともに実施しておりまして、特に問題ないという事でございます。何か皆様の方からご質疑ありませんか。

議長 私から、質問してよろしいでしょうか。〇〇はもう設置されているものでしょうか。

大里主査 はい、設置されております。

議長 設置済ですね。事後処理ということですね。

大里主査 はい。

議長 〇〇は設置されているとのことですので、除外の5つの要件は全てクリアされていて、特に問題が無いようですので、お諮りします。日程第8議案第32号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見については、資料38ページにあるとおりの文書で市長宛て回答してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしということですので、日程第8議案第33号いちき串木野農業振興地域整備計画の変更に係る意見につきましては、38ページのとおり支障ないものと認めるということで回答することとします。続

きまして、日程第9議案第33号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）並びに令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてを議題といたします。事務局の説明をお願いします。

篠原主幹

資料の39ページをお願いします。日程第9議案第33号令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）及び令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてご説明申し上げます。まずは次のページ、40ページの令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価（案）についてです。

1 農業委員会の状況の1 農業の概要については、2020 農林業センサスに基いて記入した数字になります。

次のページ、担い手の農地の利用集積・集約化については、2にありますように集積実績は133haで91.7%の達成状況でした。人・農地プランの実質化は、市内30地区全て完了しましたが、今後はその実行に向けて引き続き対象地区の話し合い等に参加し、担い手への農地集積集約化が進むよう取り組む必要があります。

次のページの42ページの3新たに農業経営を営もうとする者の参入促進については、令和2年度は新規参入者が1、これは〇〇さんです。経営体としての目標は達成しましたが、面積については0.3haであり目標の60%となったため達成ができませんでした。しかしながらこの方については先月も3条申請で農地を取得されており、今後耕作面積を拡大されていくことと思います。

次のページの43ページの4遊休農地に関する措置に関する評価ですが、2のところの解消目標の13haに対し実績が15.6haとなり、目標を達成いたしました。利用状況調査による貸したい借りたい総点検活動等の結果だと思えます。

次のページの44ページ5違反転用の適正な対応についてですが、実績としては2のところにありますように2.3haの減となりました。個別指導による転用申請や農業用施設の届け出、非農地証明願等があったことによるものと思えます。

次のページの45ページ6農地法によりその権限に属された事務に関する点検については、3条・4条・5条申請の実績等になります。

次の次のページ、47ページの7地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容と8の事務の実施状況の公表等については記載されているとおりです。何か追加したい事等がございましたらご意見を後ほどお願いします。

次のページ、48ページの令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画（案）についてです。

1の農業委員会の状況の1については、農家数等は農林業センサス

に基づき記入しました。つい先日更新されましたので、その数字に基づき作成しました。2についてはご覧のとおりです。

次のページ、49 ページ2 担い手への農地の利用集積・集約化についてですが、2 の目標については、現在の集約面積 133ha に単年度集積目標である新規分 16ha をプラスした 149ha としております。真ん中から下の 3 新たな農業経営を営もうとする者の参入促進については、目標として昨年と同様 1 経営体、面積は 0.5ha としました。

次のページ、50 ページの 4 遊休農地に関する措置については、2 のところにありますように単年度解消目標として 13ha となっております。

その下 5 の違反転用への適正な対応としては、現在 29ha ございますが、本年度も戸別訪問等により取り組みやすいところから少しずつ進めていただけたらと思います。以上で説明を終わります。

議長

令和 2 年度の点検・評価の方から行きたいと思います。40 ページの耕地面積は別な統計ですが、経営耕地面積・農家数・自給的農家数・販売農家数などについては、2020 年の農林業センサスがつい最近市町村別の数値が公表された結果に基づき数値が入力されております。

総農家数は前回の 75% に減、それに対して農業就業者数が増えていて理解できないところです。認定農業者・基本構想水準到達者・認定新規就農者・集落営農経営、これが担い手の対象となっておりますのでこの農家が所有する、あるいは賃貸借で借りているプラス農作業受託で基幹的農作業を 2 つ以上受けた場合の面積の合計が 41 ページの②の集積実績 133ha ということになります。利用権設定とか農地法の 3 条など集積の手続きはいろいろあるが、担い手でない人への利用集積があるものですから、担い手への利用集積は意外と少なく 133ha ということになってくる。うち新規実績は 4ha ということになりませんが、目標に対して足らなかったということになります。

4 番目に書いてあるとおり目標に対する評価について、面積的には目標を達成することができなかった。活動に対しての評価については、今後も農業委員会と市が連携して担い手への農地利用集積・集約化に取り組む必要があるとまとめてあります。これは文章的には昨年と同じになっているようです。

42 ページ、新たに農業経営を営もうとする者の参入促進・新規参入者ですが、参入実績 1 経営体とは〇〇さんのことです。参入面積は 0.3ha 目標は 0.5ha の面積ということでしたが、まだ新規参入で経営規模が小さいということで目標面積には届かなかったけれども、今後規模拡大を図っていくのでという説明がありました。

43 ページ、遊休農地に関する措置については、解消目標の面積が 13ha ということでしたが皆さんの頑張りによって 15.6ha 解消されま

した。一番下の4の目標に対する評価のところを書いてあるとおりに遊休農地の解消は24.4ha 実質あったのですが、それとは別に新たに8.8ha が遊休農地化し差し引き15.6ha が遊休農地から減った。これが解消された実績になっております。目標を上回って120%となっております。

それから44ページの違反転用への適正な対応ですが、違反転用面積が31.3ha あったのですが違反転用の個別指導など取り組んでいた結果、いろいろな手続きがされて2.3ha の減で29ha に減ったというところでございます。そういった内容で整理してあります。

45・46ページは3条・4条・5条の関係、農地所有適格法人からの報告になります。皆さんのがんばりによってということで、実績と点検評価の説明がありました。

47ページの地域農業者からの意見については、ここは修正しないとイケないと思います。昨年の11月に議長・市長に意見書を出したあの検討をする中で認定農家・新規就農者から別途文書で意見をいただいておりますので、それをうまくまとめて書いていかないとイケないと思います。

令和2年度の実績に対する点検・評価について、皆さんからご意見ご質問等ないでしょうか。

議長

私のほうからいいですか。44ページの違反転用への対応について、3番目の実績及び評価のところ活動実績につきまして去年のとおり書いてあると思いますが、市内全農地の農地利用状況調査を実施して違反転用の状況を把握するとともに、直近3か年の間に新たに判明した違反転用については去年9月から12月にかけて農業委員で手分けして戸別指導を行ったんですよね。活動に対する評価に1・2行に書いてありますように、現地調査を行い違反転用農地の状況を再確認し、違反転用者に対する個別指導を行ったことは、上の活動実績のところを書いたほうが良い。直近3か年に判明した違反転用についても、去年9月から12月にかけて現地調査を行い違反転用農地の状況を再確認し、違反転用者に対する個別指導等を行った。それが活動実績になると思います。

併せて違反転用については、農業委員会だよりも違反転用はイケませんよと転用手続きが必要ですよということを年1回掲載しておりますので、そのことも実績のところに入れ込んだほうがいいのかと思います。そういったことで啓発を図ったということですね、あれは全世界に配るわけですから。

続きまして、45ページの2農地転用に関する事務のかつこ書きの意見を付して知事への送付は、令和2年度から権限移譲で農地転用の4条・5条は農業委員会で許可を出すようにしたので、知事への送付は

消した方が良い。また処理期間のところの42日については去年の数字であり、それよりは短くなるのかな。申請してから許可を出すまで20日くらいで許可を出しているのではないか、日付をみて実際の日を書いてください。

47ページの地域農業者からの主な要望・意見等については、ここは意見書を取りまとめるために、認定農家・新規就農者からいろいろ意見をいただいておりますのでそれをもう一回見てまとめてください。個別にいくと時間もかかるので、私もまた後で別途でお願いしますが、それでも。

令和2年度の実績に対する点検・評価はよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長

次に令和3年度の目標及び活動計画表ですが、48ページはセンサスの数字等を入れてありますが、耕地面積は少し前年と変わるんですね。統計数字は作付け統計面積による数値が変わっているのでしょうか。

篠原主幹

はい。

議長

49ページからの目標については、おとし10年目標を立てた時の指針があるんですが、10年先の目標を10年で割ったときの単年度の目標をそれぞれ設定してあり、その目標面積を前年度の実績に足してあるということです。例えば担い手への集積については令和2年度の実績が133haでしたので、単年度集積目標の面積が16haですのでそれを単純に足した目標の149haということです。

3番目新たな新規参入のところにつきましては、目標1経営体、面積については0.5haということです。生福の〇〇さんという農業大学を卒業した青年が4月から就農しているようだが、それが新規参入という取り扱いになるのか。新規就農は新規就農だが、新規参入は農業以外からの参入を言いますのでそれに該当するのか。

篠原主幹

農政課に確認したところ、〇〇さんが今のところ親の農地を譲り受けて親とは違う形で農業をすると計画されている。あくまでもそれが現時点での予定、新たにまだ農業はされていない。もしその方がそういった形で農業を始められた場合は、新規参入ということで該当するということになります。

議長

〇〇さんの親は〇〇でしたかね、息子さんの農大を卒業された方は今度は野菜なんかを始めたいということで、親とは経営内容が違うと

いうことで、新規参入という取り扱いができるかもということを目途は立っているようです。

50 ページ、単年度目標は 13ha ですので、令和 2 年度の実績から 13ha を引いた数字が目標面積となるようです。

5 番目、違反転用のところについては、先月違反転用のリストを渡してあるので減らしていきたい。活動計画のところから従来の戸別指導を行うようになっていますが、行政無線で土地の管理草刈りをしてくださいとか、ペットの飼い方の注意喚起がよくあるので、毎月とはいかないまでも 4 半期に一回くらいは行政無線を使って PR をしても良いのではないかと。久木山代理とはそういった話をしたのだけれども、もしそういった取り組みが出来るのであればそういったものを書いていただきたい。農業委員会だよりでも年 1 回は違反転用について啓発をするので、この中に入れていただけたらと思います。違反転用の解消もしながら新たな違反転用が出てこないようにしないと、また繰り返してしまうので新たな違反転用が出てこないような啓発もしていないといけない。なにか皆様から何かございませんか。

最終的にはいつまでに出さないといけないのですか。

篠原主幹

今日お話しいただいたところを修正しまして、県の方には 6 月 7 日まで一旦提出します。細かな数字の訂正が県からあれば事務局にて修正対応したい。

議長

今日はもうここで議論する時間がないので、委員のみなさん帰ってから中身を見ていただいて、ここはおかしいんじゃないか、あるいは追加などあれば事務局に電話でもいいですので申し出てください。修正をしたうえで出して、来月の総会では最終的なものをお示ししていただければありがたいと思います。

久木山委員

月 2 回市の広報文書があると思うが、違反転用のチラシを作って入れ込んで配布するという案内も良いのではないかと。自分たちで作ってやれば少しでも経費が削減されて、少しでも違反転用が減るのではないかと。会長も言われた行政無線もですが、広報文書の中に折り込んで入れる案内も検討してみてください。

議長

この議案については採決をしなければならぬが、そういった修正を前提で今日のところはご承認いただきたい。そういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」呼ぶ者あり)

議長

日程第9議案第33号については提案があったものに若干の修正をして県の方に提出する方向でご承認いただきました。ありがとうございます。議事は以上で終わります。

### 議事録署名委員

- \_\_\_\_\_
- \_\_\_\_\_